

(一社) 山形県国際経済振興機構 翻訳サービスのご案内

▶ 対応言語

日本語 ⇄ 中国語 日本語 ⇄ 英語

▶ 対象文書

ビジネス文書、パンフレット、カタログ、ホームページ、電子メール、手紙、その他の文書
ただし、以下の場合は内容を判断のうえ、対象外とする場合があります。

☆専門的知識が必要な分野（エネルギー、素材、医療、通信、論文、知的財産等）

☆取引関連における契約書、マニュアル、仕様書等

▶ 翻訳料金（税込み）

＜原文が日本語、中国語の場合＞

	～500 字	501 字 ～1,000 字	1,001 字 ～1,500 字	以降 500 字ごと に加算する額
国際機構会員	無料	2,500 円	3,750 円	1,250 円
非会員	2,500 円	5,000 円	7,500 円	2,500 円

＜原文が英語の場合＞

	～250 語	251 語 ～500 語	501 語 ～1,000 語	以降 250 語ごと に加算する額
国際機構会員	無料	2,500 円	3,750 円	1,250 円
非会員	2,500 円	5,000 円	7,500 円	2,500 円

※ 「会員」とは、一般会員、特別会員及び賛助会員です。但し、賛助会員の機構会員料金での利用は年度毎 3 回までとなります。また、会費請求後未納入の会員については非会員料金を適用する場合があります。

▶ 翻訳に要する期間

最低 7 営業日（申込時に希望を伺い、相談のうえ決定いたします。）

▶ 申込み方法

「翻訳サービス利用申込書」に翻訳原稿の写しを添えて、国際機構あてご提出ください。

▶ その他

- 翻訳サービスの提供により知り得た秘密情報、個人情報等については厳守いたします。
- 翻訳サービスの利用により生じる事故・損害については、国際機構は一切責任を負いません。予めご了承ください。



＜申込み・問合せ先＞

一般社団法人 山形県国際経済振興機構

〒990-0042 山形市七日町 3-5-20 富士火災山形ビル 5 階

TEL : 023-687-1127 FAX : 023-687-1129